平成２２年（フ）第７３７号
静岡県牧之原市菅ケ谷2587番地
債務者　高塚　新也
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４０号
静岡県焼津市中根新田659番地　中根新田団地４－４号
債務者　田中　照男
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５７号
静岡市清水区馬走12―39　ボンビラージュⅡ―202、住民票上の住所静岡市清水区草薙220番地の２　ラフォーレヒルズ草薙102
債務者　大畑　　充
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９５号
静岡県磐田市西貝塚3618番地３　カトレアⅢ―103号、旧住所静岡市駿河区西脇67番地の３
債務者　山本惠美子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８０号
静岡県焼津市坂本267番地の３
債務者　杉山美都子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８２号
北海道河東郡鹿追町瓜幕東２丁目１番地１
債務者　富田　　玄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３０号
栃木県足利市田中町907番地１　トボス赤門703、前住所栃木県足利市元学町829番地11
破産者　鈴木　高明
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２３０号
群馬県前橋市昭和町２丁目２番13―102号
破産者　新津　隆平
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８４号
札幌市東区東苗穂８条３丁目８番25号
破産者　小平　聖子（旧姓豊川・渡邊）
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００７号
北海道石狩郡当別町字茂平沢3061番地345
破産者　岡部　道子
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８号
秋田県由利本荘市石脇字田中91番地１　リバティシティⅣ103号
破産者　三浦　将司
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４３４４号
大阪市住吉区南住吉２丁目11番１―203号
破産者　大道　　明
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４１７号
大阪市城東区東中浜６丁目９番７号
破産者　藤上　顕久
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７３５号
大阪市都島区都島本通４丁目23番９―106号
破産者　大迫　秀雄
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３８９号
大阪府枚方市東香里元町10番33号
破産者　長谷川恵美子
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１号
大阪府阪南市尾崎町４丁目17番１―４号、開始決定時の住所大阪府泉南市樽井599番地の19
破産者　勘野　　惠
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
大阪府泉佐野市日根野3003番地の１
破産者　小野　　浩
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係